

平成16年度総務省政策評価会（第1回）議事録

1 日時：平成16年6月4日（金）10：00～12：00

2 場所：総務省8階第1特別会議室

3 出席者：

中邨 章 明治大学政治経済学部教授（座長）、
伊東 律子 日本放送協会顧問、
海老澤順三 北海道上磯町長、
小澤 浩子 赤羽消防団団本部分団長、
北大路信郷 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科教授、
城山 英明 東京大学法学部助教授、
多賀谷一照 千葉大学学長補佐兼法経学部教授、
滝澤 光樹 株式会社インテック常務取締役技術本部長情報セキュリティ担当、
武田 安正 アクセンチュア株式会社統括パートナー

【総務省側出席者】

平井大臣官房長、笹本大臣官房政策評価審議官、滝本政策評価広報課長、
後藤政策評価広報課企画官

4 議事概要：

- (1) 大臣官房長挨拶
- (2) 事務局から平成16年度実績評価書（案）等について説明
- (3) 質疑応答
- (4) 事務局から今後の予定について説明
- (5) 笹本大臣官房政策評価審議官挨拶

5 議事録：

滝本政策評価広報課長 それでは、時間がまいりましたので始めさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。総務省の政策評価広報課長をいたしております滝本と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

初めに、前回の評価会以降の総務省幹部の異動についてご紹介申し上げます。

大臣官房政策評価審議官・併任電気通信事業紛争処理委員会事務局長の笹本健でございます。

それから、また、この度から新しく本評価会にご参加をいただくことになりました委員の方々をご紹介申し上げます。

伊東律子委員でございます。

伊東委員 伊東でございます。よろしくお願いいたします。

滝本課長 海老沢順三委員でございます。

海老沢委員 海老沢です。よろしく。

滝本課長 小澤浩子委員でございます。

小澤委員 おはようございます。小澤でございます。よろしくお願いいたします。

滝本課長 滝澤光樹委員でございます。

滝澤委員 滝澤でございます。よろしくお願いいたします。

滝本課長 それから、本日はご欠席されておりますが、高松市長の増田昌三委員にもメンバーになっていただいております。

それでは、評価会を始めさせていただきたいと思います。

中邨先生、よろしくお願いいたします。

中邨座長 皆さんおはようございます。

それでは、政策評価会を始めたいと思いますが、まず最初に、平井官房長からご挨拶があります。よろしくお願いいたします。

平井官房長 官房長の平井でございます。本日は、平成16年度総務省政策評価会の開催に当たりましてご挨拶を申し上げさせていただきたいと思います。

皆さんには大変ご多忙中、本評価会へご出席いただき、大変感謝いたしております。

政策評価に関しまして国民の皆様のご関心も大変深まってきておりますし、また、行政側といたしましても、笹本が政策評価の担当審議官という形でこの4月から任命されるということで、徐々にではございますけれども、体制も何とか強化されつつあるのかなと感じておるところでございます。

総務省は行政評価局を省内に抱えているということで、当評価会につきましては、総務省の政策の評価をしていただくということでございますけれども、各省霞が関全体に対しましても、我々がしっかり取り組まないとなかなかものを申しにくいというような事情もございます。

評価会の皆様から大変貴重なご意見をいただきながら、試行錯誤という形でございますけれども、2回の実績評価書を取りまとめることができました。これらの反省に立ちまして、来年度からの次期政策評価基本計画を策定させるまで何とか行き着くことができました。

今年度は、これらの成果を踏まえまして、先ほどご紹介いただきました新しいメンバーの皆さんにも評価に参加していただき、さらに貴重なご意見をいただきつつ評価を充実させていただきたいと、そして、このように得た評価を政策にぜひ適切に反映させていただきたいと考えておるところでございます。

今回につきましては、6月末目途に取りまとめを行いまして、国民にできる限りわかりやすく公表をさせていただきまして、来年度の概算要求、予算の要求に

反映させていただくことになっておりますので、本日もよろしくご審議いただければと考えております。よろしく願いいたします。

中邨座長 ありがとうございます。

それでは、第1回目の政策評価会を始めたいと思いますが、本日は、お手元の議事次第にございますように、平成16年度実績評価書（案）等についてご意見をいただくということでございます。

事務局から骨子案及び実績評価案のご説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

後藤企画官 企画官の後藤でございます。

資料にしたがいまして説明させていただきます。

お手元の資料をまずご確認いただきたいと思います。資料1が「平成16年度実績評価書 総論（案）（骨子案）」でございます。それから資料2が、大部でございますが、「実績評価書（案）」本体でございます。それからさらに、これでは見にくいということをつくっておるものでございますが、「要旨（案）」が資料3としてございます。順次ご説明いたしますが、評価書（案）と要旨（案）は、単にダイジェスト版をつくったというだけでございますので、適宜見比べていただいて、見やすいほうをご覧になっていただければと存じます。

では、最初に16年度の実績評価書の総論部分につきまして、ご説明をさせていただきます。資料1でございます。

平成16年度の実績評価書の総論部分ですが、資料にしたがいましてご説明いたしますと、まず、のところで「総務省における政策評価に当たっての基本的な考え方及び平成16年度実績評価の実施方針等」がでございます。

最初に政策評価の意義等が書いてございますが、これは非常に教科書的なことといえますが、基本的なところを書いているところでございまして、特にここでご説明を要しないと思います。

2「16年度実績評価の実施方針」でございますが、この後ご説明申し上げる実績評価書を取りまとめるに当たってどういう方針で臨んだのかということ、改めてここで確認させていただいております。

平成16年度実績評価における課題としては、（1）で書いてございますけれども、これまで14年、15年、2ヶ年にわたりまして、実績評価の経験を積んでまいりました。本評価会におきまして、多々ご指摘・ご意見をいただいていたところでございます。また、部内でも検討し、さらに行政評価局からもいくつかの指摘を頂戴しております。そうしたことを踏まえまして、簡潔なわかりやすい評価書を作成するとか、あるいはアウトカム指標、目標の数値化をさらに徹底するとかいうようなことを心がけたところでございます。さらに本年度から2億円以上の新規事業について、事前評価を試行的に実行することとしておりまして、実績評価との役割分担を少し明確にするということを考えてところでございます。

また、17年度以降の政策評価基本計画を先に取りまとめたところでありますが、それに向けて充実・改善を図った目標・指標等を活用することを先取りのに行って、評価の充実・改善を図ることも心がけたところでございます。

また、実績評価そのものにつきましては、当該政策に係る今後の課題の抽出というところに重点を置いて分析をすると、さらに、その課題が予算にあるのか、制度にあるのか、その他の部分にあるのかということで、課題の所在をわかりやすく提示することを図ったということがございます。

(3)でございますが、「評価対象政策の状況」ということで、15年度も16年度も対象となる政策は79政策と申し上げておりますが、中には異動がございます。それを一表にまとめたものでございます。

16年度新しくできたものとして、そこに「アーカイブ・コンテンツのネットワーク利活用の促進」というものがございます。e-Japan重点計画等々ございまして、新たに評価対象に加えたものでございます。

「情報通信利用による人材の活性化」につきましては、対象となる政策の実施手段ではなくて、財投の運用が終了したこと等を踏まえて、政策の整除といえますか整理を行って、残った部分については他の政策科目の中に入れ込んだということでございます。

ユニバーサルサービスの提供云々は、日本郵政公社は平成15年4月に発足しております、それに伴いまして総務省が行う行政の部分との仕分けが新たにできましたので、それにしがいて政策の対象の見直しを行ったものでございます。

アプリケーション及びコンテンツの高度化のための研究開発等々につきましては、これも1つの事情としては、通信放送機構と通信総合研究所が一緒になって独立行政法人情報通信研究機構が新たに発足した。そういったことも踏まえて総務省の行う情報通信研究開発に対する体制が見直されたことに伴いまして、政策の立て方を改めさせていただいたということでございます。

「国勢の基本に関する統計の作成・提供」につきましては、これまで1つの政策のタイトルの中で評価をしておりましたけれども、作成部門と提供部門を分けたほうがこのあたりがわかりやすいということもありまして、統計情報提供の重要性も踏まえて、立て方を変えさせていただいたものでございます。

めくっていただきまして、先にも課題として申し上げましたアウトカム指標あるいは数値目標の推進を図るということでございますけれども、14年、15年、16年と、こういったアウトカム指標、数値目標を設定した政策数が伸びてきていることをお示したかったものでございます。これにつきましては、単純な私どもの集計ミスで、事前にご説明にお伺いしたときにお手元にお届けいたしました資料とは数字が相当に変わっているところがございます。お詫びして、訂正させていただきたいと思っております。この数字が正しいものでございます。

いずれにしても、アウトカム指標あるいは数値目標を設定している政策それぞれ伸びてきていることがわかりいただけだと思います。主な改善事例については、そこに掲げているとおりでございます。

政策評価の活用が本評価会でも何度もご指摘いただいているところでありますが、3ページの一番下のところから書いてございますけれども、この活用につきましては、総務省の重点施策、概算要求あるいは組織・定員要求をとりまとめる際に、この実績評価において抽出された課題との対応関係、それにどのように対応しているのかを検証することを徹底してまいるということを考えたところでございます。また、さらに企画立案しました主要な新規事業（予算額2億円以上の新規事業）等につきましては、概算要求にあたり実績評価を実施することとしているところでございます。

それから で実績評価の結果でございますけれども、これからダイジェストでご報告いたしますけれども、その評価結果につきましては、4ページの下から5ページにかけて書いてございますが、「端的な結論」を、昨年の評価会でのご議論も踏まえて、昨年からこういうわかりやすいというか端的なカテゴリーに分けて結論を記載させていただいております。

要は、目標が達成され、政策として役割を負えてしまったものが1つあると。それから目標達成に向けて成果が上がっているというもののうち、非常に有効性・効率性が認められるので、引き続きこの取組を継続していくべきであるというようなものと、成果は上がっているけれども、施策の有効性とか効率性とかに課題が見つかったので、取組の改善なり、対策の検討が必要であるというものの、そこを分けて記載しております。

さらに、これは数字は結果的に上がっておりませんが、目標達成に向けて成果が上がっていないという課題があるというものというようなカテゴリー、その他の5つのカテゴリーに分けて記載しているところでございます。

それから、課題の内容ですけれども、課題につきましては、予算面に課題があるというものが25、制度改正が14、その他が40ということになってございます。

この総論部分におきましては、平成17年度の政策評価に向けての取組についても記載してございますけれども、これはこれから申し上げる16年度の評価ということではなくて、来年度以降どのような方針・計画で評価に取り組むかということございまして、ここで時間をかけてご説明することは避けたいと思っております。

大きな方向変更ということでありまして、6ページの(2)に書いてございますが、これまで79政策で、非常に政策の全体が見にくい、あるいはその評価書が大部になるというご指摘も賜っておりましたので、総務省の政策の全体像を国民の方々から見てわかりやすくする、その戦略を明らかにするというところで、5

分野26政策という体系に再構成というもおかしいのですが、構成をはっきりさせた上で、その26政策について実績評価を行う。さらに、その実績評価の対象となる政策を構成する主要な施策に関しては、業務目標を各部局で設定して、適切な進捗管理を行うということ。事務事業につきましても、2億円以上の新規事業、これは試行的に行うことと今回しているわけですが、実績評価を実施すると、継続事業についても5年に1度は事後評価を実施するというようなことを考えているところでございます。

16年度の予算において、モデル事業あるいは「政策群」といったものの取組が進められていることもここでは考慮していくことを書いてございます。

非常に駆け足ですが、総論部分でこういったような内容のものを置きまして、16年度の実績評価本体に入っているということで構成を考えているところでございます。

それでは資料2が実績評価書の本体ですが、資料3要旨(案)もございまして、適宜ご覧いただきながら、ダイジェストで非常に駆け足なご説明になると思いますので、わかりにくいところもあろうかと思っておりますけれども、お許しをいただければと思います。本当にざっとですが、16年度評価書の内容につきまして、各政策について触れてまいりたいと思います。

最初が、大きな政策の区分でいきますと、「ア 行政改革大綱等に沿った行政改革の推進・行政管理の実施」というグループでございます。このア-1が「国の行政組織等の減量・効率化」でありまして、達成目標としては、機構・定員について、メリハリのあるスリムな機構や定員を実現するということとあります。

総務省が行なう国の組織・機構・定員について、きちっとした査定を行って効率的な政府を実現するということとございまして、具体的には定員削減を削減目標にしたがって実施していくようなこと、あるいは組織の合理化を行うといったようなこととございます。ITによる合理化とか、あるいは民間等へのアウトソーシングというようなことについても推進してきているということがこの達成状況の中で触れているところでございます。この16年度の機構・定員等の審査に当たっても、そういった観点で着実な査定を行ったということが書かれております。

目標達成に向けて成果が上がったということとありますけれども、さらに国家公務員の定員を10年10%以上計画的に削減するというようなことを着実に実施するとか、IT化やアウトソーシングといったものをさらに取り組みで減量化を進めるとか、あるいは独立行政法人について、この17年度に最初に設立された法人の初の中期目標の終了ということがまいりまして、見直しを行うことになっておりますので、こういったことについても適切に対応する必要があるということで、施策の有効性、効率性等に課題があり、取組の改善・新たな対策の検討が必要という結論になっております。

ア - 2 でございますが、「行政改革大綱等に基づく行政改革の推進」でございます。平成 12 年 12 月 1 日に閣議決定された行政改革大綱に記載されております各種の改革が各府省で行われているわけですが、この政府全体の進行管理を行っているところであります。具体的には特殊法人改革ということで、今国会でも道路公団の民営化等々法律が成立しているわけですが、そうしたものに対する取組とか、役員の給与の引下げの問題への対処とか、公益法人の改革、地方分権に関しましては、いわゆる三位一体の改革で補助金の 1 兆円削減とか、交付税の抑制、所得譲与税の創設、市町村合併といったものについても適切に行われてきているということでありまして、目標達成に向けて成果が上がっていると、これまでの取組を継続すべきという結論になっているところでございます。

ア - 3 でございますが、「適切な設立許可・指導監督等による公益法人行政の推進」でございます。所管官庁が行う公益法人の設立許可・指導監督の統一性・整合性を確保するというものでありまして、この業務の状況、指標の状況としましては、指導監督基準等の遵守状況あるいは研修の実施、公益法人会計基準の見直し等を行っているところでございます。目標達成に向けて成果が上がっていると、これまでの取組を継続すべきであるという評価結果になっているところでございます。

次の政策のグループですが、「イ 政策評価制度の推進並びに行政評価等及び行政相談の実施」でございます。

イ - 1 ですが、「政策評価制度の推進」。これは行政評価局が行う行政評価制度の推進ということで、政策評価制度を円滑、かつ効率的に実施することであり、政策評価の質の向上を図るということであり、これにつきましては、政策評価に係る各省の連絡会議を開催して、情報交換を行う、今後の課題等について議論を行ったり、情報交換会を開催しているということが、この実施状況として記載されたりしております。目標達成に向けて成果は上がっているということであり、今後とも、さらなる評価の質の向上とか、評価手法の改善・開発、データの整備といった評価インフラの充実といったようなことが課題として認識されているところでありますし、また、予算編成プロセスの改革におけるモデル事業の事後評価とか、政策群の検証といったものの中で、政策評価が活用されるような取組といったことが課題として記載されているところでございます。

イ - 2 でございますが、「評価専担組織として行う政策評価の実施」でございます。各府省の政策について統一性・総合性を確保するための政策評価等々の問題でございます。15 年度の評価に対する審査において、目標に関して数値目標が具体的に特定されている政策が約 3 割、5 割に増加した等々の改善が指摘されているところでございまして、目標達成に向けて成果が上がってきているということであり、ただ、この評価専担組織として行う政策評価については、評価

手法の高度化等を通じた質の向上が不可欠であると、当然ですが、そういうことが書かれておりまして。この政策の有効性に課題があり、今後さらなる取組・対策の検討が必要だということで書かれているところがございます。また、これにつきましては、評価法施行2年目にあることを踏まえて、「評価の実施の必要性の認定」の活動に取り組んでいるということが書かれているところであります。

イ - 3「行政評価・監視の実施」でありますけれども、これは各行政機関の業務の実施状況について、必要な行政評価・監視を行なうということで、行政運営の改善を図るということであります。評価・監視に係る勧告等に基づいて各関係府省の行政運営の見直し・改善等の数字が掲げられているところございまして、こうしたものを見まして、目標達成に向けて成果が上がっていると、これまでの取組を継続すべきという結論になっております。

イ - 4「行政相談の実施」でございます。これは国の行政に関する苦情を広く受け付けるものであります。これを適切な解決の促進を図っていく、行政の制度・運営の改善に反映させるということであります。処理に要した期間が1ヶ月以内であった苦情等の割合を指標に掲げておりまして、改善が図られているというようなことで、目標達成に向けて成果が上がっている、これまでの取組を継続すべきという結論になっております。

大きな政策グループの3番目で、ウですが、「適正な人事管理の推進」でございます。ウ - 1ですが、「公務における多様な人材の確保と活用」でございます。職員の能力開発あるいは啓発、さらには人事交流といったようなことが具体的な内容でございます。人事交流の調査結果等が平成15年8月15日現在における数字が掲げられておりますけれども、一定の規模になってきているということと、職員の能力開発・啓発に対する、その事業に関しても、アンケート調査の結果等が掲げられておりまして、目標達成に向けて成果が上がっている、これまでの取組を継続すべきという結論になっているところでございます。

ウ - 2ですが、「国家公務員の高齢対策と再就職の適正化」でございます。これは文字どおりそういうことでありまして、退職後の生活設計に対する支援とか、再就職の公正性・透明性の確保といったことに対する取組が掲げられているところでございます。目標達成に向けて成果が上がっている、これまでの取組を継続すべきという評価結果になっているところでございます。

ウ - 3ですが、「国家公務員給与の適正な改定」でございます。給与改定につきましては、平成15年度8月8日に人事院から勧告が出たと、そのとおりですね。検討を踏まえて、給与法改正等が原案どおり行なわれたということでございまして、目標達成に向けて成果が上がっている、取組を継続すべきということが書かれているところでございます。

次の政策のグループは、「地方分権の推進」でございます。

エ - 1「地方分権の推進」だけであります。この問題につきましては、権限

の移譲に関する地方制度調査会における審議とか、市町村合併の推進、地方行革の推進等々、現状分析が掲げられているところがございます。目標達成に向けて成果が上がっている。ただ、施策の有効性・効率性等に課題があって、対策の検討が必要という評価結果になっているところがございます。

5番目、「オ 地方公務員行政の推進」であります。その1ですが、分権時代にふさわしい地方公務員制度の確立」でございます。これにつきましては、今国会に任用や勤務形態の多様化を踏まえた地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付き職員の採用に関する法律の一部を改正する法律案を提出しているところがございます。また、公務員共済年金制度の財政単位の一元化等について国会に提出したというようなことがございます。こうしたことによって適切な地方公務員制度の確立に資していくということでありまして、目標達成に向けて成果が上がっている、ただ、政策の有効性・効率性等に課題があるという評価結果になっているところがございます。

オ-2ですが、「地方公共団体の定員管理及び地方公務員の給与の適正化の推進」でございます。指標は、公務員の職員数とか、ラスパイレス指数とか掲げられておりますが、評価結果としては、目標達成に向けて成果が上がっている。必要性はあるけれども、課題があるという結論になっているところがございます。

まだ不適正な給与等々の団体があることが指摘されているところがございます。

オ-3ですが、「地方行政を担う人材の育成・確保」でございます。人材育成基本方針を策定している団体の割合とか、あるいは女性管理職の登用状況といったような地方公共団体の割合を示す指標が掲げられているところがございます。これらを見まして、目標達成に向けて成果が上がっている、これまでの取組を継続すべきという結果を掲げているところがございます。

次の大きな政策のグループは、「カ 地方財源の確保等」でございます。地方財政につきまして、その所要な財源の確保を図ることがこの大きな課題であります。必要な地方財政計画を策定して、所要な地方財源を確保するというところであります。これにつきましては、平成16年度の地方財政計画で適切な措置がなされたことを紹介しているところでありまして、目標達成に向けて成果が上がっている、ただ、課題があり、対策と検討が必要であるということでありまして。その課題につきましては、さらに地方財政基盤の拡充を図ることであるとか、地方財政運営の自立性を高めることであるとか、地方交付税の算定方法について引き続き簡素化等の見直しを行うというようなことが掲げられております。

次のグループですが、「キ 時代にふさわしい地方税体系の構築」であります。

キ-1ですが、「地方分権に資する地方税制の構築」でございます。社会経済情勢の変化に対応して適切な税制改正を実施して、地方税の充実・確保を図ることに尽きるわけでありまして、税制調査会等での議論を背景として、所得譲与税の新設等が行われた、地方税法の改正等が行なわれたということでありまして。目

標達成に向けて成果が上がっているということでもあります。いわゆる三位一体の改革の中で掲げられている税源移譲がありますが、本格的な税源移譲の実施のためには、新たな制度改革が必要となるということで、取組の改善・対策の検討が必要だということを結果で掲げているところでございます。

次のグループですが、「ク 地方公共団体の行政体制の整備」であります。その1です。「市町村合併の推進」でございます。市町村数の推移が13年、14年、15年、16年と掲げられていますし、また、合併協議会等の設置数の推移が掲げられております。こうすることで現状として市町村合併は進んでいるということ、さらに、今国会に市町村の合併の特例に関する法律の改正等3法を新たに提出しまして、現行法の失効後も含めたさらなる市町村合併の推進といったものについて措置をしたということでもあります。こうすることを踏まえまして、目標達成に向けて成果が上がっているということですが、さらなる市町村合併の推進に向けて新たな課題があるという結果になったということでございます。

ク-2「地方行革の推進」であります。地方団体において行政改革大綱を作成して、その組織・機構の適正化等々、あるいは民間委託を推進していくということでもあります。行政改革大綱の策定状況とか、それに掲げられた数値目標の設定状況といったようなことが指標として掲げられているところでございます。ほぼすべての地方団体でこういう大綱が策定されていることや、その数値目標についてもかなりの団体が設定を公表しているというようなことでありまして、目標達成に向けて成果が上がっているということでもあります。その必要はあるんですけども、現在の社会経済情勢や最近の制度改革等を踏まえた取組の推進や改善・強化の検討が必要であるという結果になっております。

ク-3「地方公共団体の行政運営における公正の確保と透明性の向上」でございます。端的に行政手続条例と情報公開条例といったものについての制定状況が掲げられております。ほぼすべての地方公共団体で手続条例が制定済みであること、かなり多くの団体で情報公開条例も制定されていることが、その達成状況として掲げられております。目標達成に向けて成果が上がっており、これまでの取組を継続すべきという結論になっております。

次が「ケ 自立した地域社会の形成」でございます。

ケ-1「地方公共団体の地域づくりの支援」であります。地域総合整備事業債及び地方交付税措置といったものが掲げられております。地域活性化事業債を活用した地方公共団体数という指標が掲げられていますけれども、こうしたものを見まして、目標達成に向けて成果が上がっている、必要性はあるけれども、新たな課題を踏まえた取組の改善が必要である。対象事業の見直し、住民ニーズに的確に対応することといったようなことが課題として掲げられております。

ケ-2「過疎地域の自立促進」であります。平成12年4月にできた過疎地域自立促進特別措置法に基づく各事業の着実な推進ということだろうと思います。

定住促進団地とか交流施設等のことが指標として掲げられております。結果としましては、目標達成に向けて成果が上がっている、ただ、施策の有効性・効率性等に課題があるという結論になっております。

ケ - 3 「地方公共団体の国際化施策の推進」であります。地方公共団体における国際交流・国際協力の積極的な展開ということで、具体的にJETプログラムとか、自治体の職員協力交流事業等の推移を指標として掲げているところでございます。結論としましては、目標達成に向けて成果が上がっている、ただ、課題はあるということになっております。既に各国のニーズ、あるいは地方公共団体のニーズに対応した取組が必要であるといった質の向上というようなことも記載されているところであります。

ケ - 4 「地方自治分野における国際交流・国際協力」であります。

具体的には各種セミナーの実施状況ということで、日韓内政関係者セミナー等の数字が掲げられております。目標達成に向けて成果が上がっているということで、これまでの取組を継続すべきという結果になっております。

ケ - 5 「地方公共団体におけるPFI事業の推進」であります。まさにこれは文字どおりそういうことでありまして。実施件数、それを実施している地方公共団体の数といったものが指標として掲げられ、累計として数字が伸びてきていることが示されております。また、これに関して適宜総務事務次官通知等々がなされているようなことが説明されております。結論としましては、目標達成に向けて成果が上がっているということではありますが、より一層のPFI事業の円滑な推進を図るため、制度改正等々課題があるということでございます。

次のグループ、コでございますが、「地方公共団体等の財政の健全化」であります。5つありますけれども、その1番目、「地方公共団体の公債費負担の適正化」であります。公債費負担適正化計画がございまして、その確認した団体についての数字がいくつか出ておりますけれども、この適正化計画の完了を予定していた団体はすべて完了したということで、結果として、公債費負担が一定水準以下になっていることが説明されております。目標達成に向けて成果が上がっている、これまでの取組を継続すべきであると記載しております。

コ - 2 「辺地に係る財政上の特別措置の実施」であります。昭和37年のいわゆる辺地法に基づく事業でございまして、辺地の地域数の推移とか、辺地対策事業債の年度前半における配分率といったものが指標として掲げられております。

これらを見ますと、目標達成に向けて成果が上がっており、これまでの取組を継続すべきという評価結果になっているところでございます。

3番目が「土地開発公社の健全化の推進」でございます。土地開発公社が保有する土地の総額が、当該地方公共団体の財政規模の課題であるということなので、健全化が必要な土地開発公社があるということで、それに対する取組であります。5年以上の保有土地の割合といったものが指標として掲げられておりまし

て、これが経営健全化公社では予定どおりというか減少してきているということでありまして、目標達成に向けて成果が上がっており、これまでの取組を継続すべきという評価結果を掲げております。

コ - 4 「地方公営企業の経営改善」であります。簡易水道事業あるいは下水道事業に係る地方公営企業法の適用範囲の拡大を進めることが必要というような課題が書かれておりますが、この中期的な経営計画の策定状況とか、あるいは簡易水道事業数、下水道事業数の推移が指標として掲げられておりまして、これらを見ますと、法適化率は伸びてきてはいるけれども、十分な水準とは言えないということで、目標達成に向けて成果が上がっているが、課題がなおあるという結論になっているところでございます。

コの5番目最後ですけれども、「地方公共団体が行なう第三セクターの経営改善」であります。ご案内のとおり一部の第三セクターで赤字の累積等経営が悪化しているというような事例が見られるわけでありまして、これに対する取組ということであります。点検評価体制の整備率とか、情報公開の実施といったことを指標として掲げておりまして、このあたり進んできているということで、目標達成に向けて成果が上がっている、ただ、まだなお課題があるという結論になっているところでございます。

次はだいたい毛色が変わりまして、サですが、「高度情報通信ネットワークインフラ整備の推進」というグループであります。9つの政策に分かれております。

第1が「超高速ネットワークインフラ整備」であります。都市規模別の光ファイバの整備状況とか、法律に基づく認定を受けている事業者の実績であるとかということが指標として掲げられております。一番わかりやすい話では、光ファイバの加入者数とか、DSLの加入者数といったものが伸びていることが端的に示されておりまして、評価結果としましては、目標達成に向けて成果が上がっているということであります。しかし、過疎地域等の条件不利地域での加入者系の光ファイバ網の整備に対する支援というようなことが指摘されているところでありまして、新たな対策の見直し等の措置といったものについても触れられておりまして、課題がなおあるという結論になっているところでございます。

サ - 2 「IPv6の普及促進」であります。これはインターネットのプロトコルについて、現状のIPv4からIPv6に換えることで、アドレス数を相当増やすことができるということで推進しているものでありますけれども、これについて国内の割当組織数とか、提供事業者数等の指標がありまして、また、税制、国際会議等の関係も記載されているところであります。こうしたものを通じて、目標達成に向けて成果が上がっているということで、これまでの取組を継続すべきという結論になっております。

3番目ですが、「地域における情報化の推進」であります。地域イントラネット基盤施設整備事業とか、マルチメディア街中にぎわい創出事業、あるいはテレ

トピア構想といったものが掲げられております。こうしたものについて順次実施してきているところでありまして、目標達成に向けて成果が上がっているということでもありますけれども、無線の利用によるさらなる効率的な整備手法を検討するほか、共通のプラットフォームの開発といったようなことがなお課題として掲げられているところがございます。

サ - 4 「情報通信による沖縄振興を通じた沖縄経済の自立化」であります。沖縄に進出した情報通信関連企業数とか、沖縄に進出した情報通信関連企業による雇用者数といったものを指標として掲げてあり、いずれも伸びているということで、目標達成に向けて成果が上がっており、これまでの取組を継続すべきという結論になっております。

5 番目、「新たな電波利用システムの導入」であります。これは F W A（固定無線アクセスシステム）とか、V H F デジタルリンクといろいろ掲げられておりますけれども、この電波を利用した低廉かつ多様なサービスを推進していくということでもあります。これらについて取組が記載されているとおりでありまして、目標達成に向けて順次成果が上がっている、これまでの取組を継続すべきという結論になっているところがございます。

サ - 6 「地上放送のデジタル化の推進」であります。これもご案内のとおりですが、昨年 1 2 月 1 日に関東・中京・近畿の三大広域圏で放送が開始されたという明らかな進展がございまして、この地上デジタル放送を三大広域圏に加えて、2 0 0 6 年末にその他の地域においても始めるということで、その対策を進めるということでもあります。目標達成に向けて成果が上がっているけれども、なお課題があるということでありまして、税制・金融の支援とか、アナログの周波数変更対策、既存の地上波のテレビジョンを受信している方々にとっての変更対策を着実に実施していくというようなことが課題として掲げられているところでもあります。

サ - 7 「衛星デジタル放送の普及」であります。衛星デジタル放送の実施状況が指標として掲げられているところでありまして、加入者件数等の指標の状況から見ますと、成果は上がっていることが掲げられております。ただ、B S アナログ放送の終了時期について明確化がなされたものの、周知広報が十分でないということが掲げられておりまして、なお課題がある。また、放送受信者等の個人情報保護、これもいろいろ事案が最近起こっているところではありますが、国民が安心して放送を契約・視聴できるための個人情報保護のあり方について環境整備、そのための調査研究を行うことが必要であることが課題として掲げられております。

サ - 8 「国際放送の推進」であります。これはどの程度実施しているかということに関しては、放送時間が 1 日延べ 6 5 時間とか、2 2 言語とか、全世界向け及び各地域向け、1 7 地域向けといったようなことが掲げられております。放送

番組の外国語改編の支援といったものについても、改編の本数とか、提供本数、提供国数といったものが数字として掲げられておりまして、そういったものを見ますと、目標達成に向けて成果が上がっている、これまでの取組を継続すべきという結論になっております。

サのグループの最後ですが、サ - 9「ケーブルテレビの普及・高度化」であります。端的にケーブルテレビの普及・高度化というのは、多チャンネル放送サービスや双方向機能を活用した多様なサービスを享受できるようにするというものでありまして、伝送路を光ファイバ化するようにするとか、デジタル化といったものへの対応ということが掲げられております。幹線の光ファイバ化率とか、デジタル放送の視聴可能世帯数等々、一部まだ数字が入っておりませんが、伸びていることを前提といたしまして、目標達成に向けて成果が上がっている。施策の効率性におも課題があるということでもあります。なお、金融支援・税制支援等を通じて、さらなる光ファイバ化・デジタル化の普及を図っていく必要があるということでございます。

これで大体半分ぐらいまで来たところなんですけれども、特にこの段階でご指摘等ございましたら。

中邨座長 海老沢町長が11時にお出になります。

ご意見がございましたら、この際お願いします。

海老沢委員 では、大変申しわけありません。所用で中座させていただかなければならないので、一言だけ申し上げて退席させていただきたいと思います。座長ひとつお許しいただきたいと思います。

中邨座長 はい、どうぞ。

海老沢委員 私は北海道の上磯町長の海老沢でございます。末端の行政を担わせていただいている立場から、2つほど意見を申し上げたいと思っております。総論におきましては、何ら異論はございませんけれども、末端においてこういうようなことを考え直していただければと思う問題が2つございます。

1つは、73ページのオ - 1ですけれども、「分権時代にふさわしい地方公務員制度の確立」についてということなのですが、再任用制度の円滑な施行の推進は達成目標の1つということになっております。私たち公務員の立場から言うと、共済年金の支給年齢の引き上げとか、さらにまた、長年培ってきた経験豊かな人材を確保するという意味におきましては、今後も推進していくべき制度ではないかなと思っておりますが、地方の雇用状況は非常に厳しいものがあります。定年後も再雇用されるのか、再任用されるのかということは、地域住民にとっては許し難いものがあるのではないかと思います。

そういうことから、指標の状況にあります再任用実施団体数が市町村の場合2,729ですね。そのうち実施しているのが393という結果となっているのではないかと思います。したがって、再任用制度はこの指標が示すとおり、今後も制

定された制度が運用されるのかどうなのか疑わしいものもあるわけですので、地方の住民の理解が得られるような対策の検討というのも必要ではないかと思っております。それが1点。

それからあと354ページ、まだ説明していただけていませんけれども、事前にこれを拝見させていただきました。その中で、「郵政事業の適正かつ確実な実施の確保」についてというところでございます。その達成状況の分析等に当たる郵便局配置空白市町村数については、全国で3,132市町村すべてに郵便局が設置されているということになっております。したがって、空白カ所はゼロとなっておりますが、これは1市町村に1郵便局が配置されているということでございます。しかし、私たち北海道の場合は、非常に面積が広いということ、そういうような広い面積の中に1郵便局という数え方をしているのかどうのかなということが疑問に思いました。したがって、この達成状況の分析に用いる指標といいますが、これはひとつ面積とかそういうようなものも勘案していただきたいということが1つと。

それから、今、合併が進んでいるわけですから、数市町村合併して1つの町・市になると、それを一つの市・町としてとらえて1郵便局というふうなことになるなら、これは私は大変なことになるんじゃないかなと、このように思いますので、そのへんを十分勘案していただきたいなと、こういうことを申し上げておきたいと思っております。

以上、個別の問題で大変恐縮でしたけれども、宜しくお願いいたします。ありがとうございました。

中邨座長 どうもありがとうございました。

引き続き、ご説明をお願いします。

後藤企画官 それでは、ペースを少し上げまして、続けさせていただきます。

「シ 電子政府・電子自治体の推進」のグループでございます。3つございます。その1ですが、「各府省における行政情報化の推進」であります。行政情報の電子的提供とか、行政手続のオンライン化の推進が主な内容でございます。指標はそこに示しているとおりですけれども、トップページへのアクセスの件数とか、提供ページ数といったようなものがあります。また、ペーパーレス化の推進といったものも指標が掲げられているところでありまして、こうしたことを踏まえ、目標達成に向けて成果が上がっていると考えられるところでございます。ただ、電子政府構築計画がございまして、各府省に共通する業務やシステム等につきまして、政府全体としてその最適化を図っていくことがございまして、目下推進中でございます。こうしたこともありますので、さらに課題があり、新たな対策の検討が必要であるという結論になっているところでございます。

次にシ-2ですが、総務省所管行政についての情報化の推進でございます。総務省として自らの行政情報の電子的提供や手続等のオンライン化等々、ペーパー

レス化ということであり、総務省が運営するWebサイトに対するアクセスの状況といったようなことが指標として掲げられております。残念ながら総務省の申請・届出等手続のオンライン利用件数等はまだ数字が入っておりませんが、伸びてきていることがわかっておりますので、こういったことを踏まえまして、目標達成に向けて成果が上がっていると書かせていただいております。ただ、今後の課題としては、その利用をいかに向上させていくのかということ、それから情報化に対応していかに業務改革を推進するのか、さらに個人情報の保護といったようなセキュリティ対策も課題として認識しておりますので、課題があるというような書き方になっております。

シ - 3「地方公共団体の情報化の推進」であります。電子的な公文書の交換のためのネットワーク、国の霞が関WANといわれているものと地方公共団体のネットワークであるLGWANの接続といったようなことが掲げられております。

また、こういったものに対する個人情報保護に関する問題として、個人情報保護条例の制定といったことが課題として掲げられておりまして、その指標が数字として示されております。市町村ではこういったネットワークの接続についても、また、条例の制定についても遅れているというか、できてないところがあるということでありまして。目標達成に向けて成果が上がっているけれども、なお課題があるという結論を掲げているところでございます。

次のグループはスですが、また通信のほうでありまして、「通信・放送融合時代に対応したコンテンツ政策の推進」であります。その1ですが、「ブロードバンド・コンテンツの制作・流通の促進」であります。端的にここで指標に掲げられているような3つの実証実験の推進であります。著作権のクリアランスの仕組みとか、コンテンツの流通の技術開発とか、教育用のコンテンツを流通させるためのプラットフォームの開発といったような内容であります。それぞれの実験がちゃんも行われておりまして、目標達成に向けて成果が上がっているということであり、また、複雑多様化するコンテンツの所在や流通形態に対応したインターフェース環境とか、コンテンツの流通基盤の整備を推進していく必要があるというようなことが書かれておりまして、なお課題はあるという結論になっております。

スの2番目ですが、アーカイブ・コンテンツということで、具体的には電子美術館とか電子博物館が最近増えておりますが、そういったものの中に蓄積されているコンテンツをネットワーク上で利活用されるための環境整備の問題であります。これが具体的には一元的・横断的な検索や閲覧等を可能とするような著作権の処理等々のためのデータ体系、メタデータ体系を開発するというような実験を行っているところでありまして。目標達成に向けて成果が上がっているということでありまして、取組を継続すべきという結論を掲げているところでございます。

次のグループですが、セです。「高度情報通信ネットワークの安全性・信頼性

等の確保」ということで、3つございます。

その1ですけれども、「情報通信利用の適正化、情報セキュリティ対策及び電気通信機器の安全・信頼性の向上」であります。いわゆる迷惑メールとか、コンピュータウイルスがよく報道されるわけですが、こういったもの。さらには個人情報情報の漏えいというようなこともございましたので、電気通信事業分野におけるプライバシー情報の保護といったようなことであります。それについての取組ですが、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律ができて、その適正な施行とか、プライバシー情報の保護に関しては懇談会を開いているといったようなことが掲げられておりまして、こうしたことを通じて目標達成に向けて成果が上がっているけれども、なお、現に問題はそこでとらえているわけではございませんので、施策の有効性・効率性等に課題があるという結論になっているところでございます。

セ-2「電波を有効に、また、安心・安全に利用するための環境整備」でございます。周波数の逼迫が現に存在して、現に問題化しているわけでありまして、それによって生じる混信や輻輳を解消したり軽減したりするための技術を開発して、それを技術基準に反映させていくとか、あるいは電波監視施設ですね、不法無線局といったものを摘発するためのシステムとか、あるいは電波の安全性といったもの、携帯電話はペースメーカーに影響するとかそういったようなものもありましたけれども、そういった安全性に対する調査を実施して、その普及啓蒙をするというようなことが具体的な内容でありまして、その達成状況は順次行われているということが説明されております。結論としては、目標達成に向けて成果が上がって、これまでの取組を継続すべきということになっております。

セ-3「電子商取引の普及発展」でございます。ネットワーク上での取引が最近多くなってきてはおりますけれども、平成13年に電子署名及び認証業務に関する法律、いわゆる電子署名法ができておりまして、認証に関する制度が整理されてきているところであります。こうしたものの実施状況といったものが指標として掲げられております。一部数字が入っていないところもありますけれども、こういった市場が発展してきているということの認識に基づきまして、目標達成に向けて成果は上がっている。これまでの取組を継続すべきであるという結論になっているところでございます。

次のグループがソでありまして、「対象者のレベルに応じたIT人材の育成」ということであります。2つございまして、1つが「情報通信分野の人材育成」であります。このITの分野の人材不足は深刻な状況にあると言われておりまして、これをe-Japan重点計画等々でも指摘されているところでありますけれども、この人材育成のための人材研修事業支援事業があります。予算の状況等も掲げられているところでございます。こうした取組で目標達成に向けて成果が上がっていると結論づけております。説明を急ぎ過ぎましたが、電気通信主任技

術者という電気通信に係る資格を、建設業法の技術者制度に適用するというようなことについての検討も進んでいるということが掲げられております。なお、こういったことがまとめれば、将来、制度改正を行うということでありまして、なお課題はあるという結論になっております。

ソ - 3 「情報通信利用の裾野の拡大」でありまして。端的には、学校におけるインターネットの利用高度化を図るということでございます。目標達成に向けて成果が上がっているけれども、なお課題があるということでございます。この研究開発をしたり、運用環境の高度化を図るということに取り組んでいるということでございます。

次のグループはタですが、「市場の変化・技術革新に対応した規制改革等の一層の推進」ということでございまして、これは4つございますが、1つが、公正競争の促進、利用者利益の増進ということでございます。電気通信事業の市場規模が増えている。事業者数もまた増えてきているということ。特にADSL等を初めとするブロードバンド、インターネットの加入者数が増えてきているといったようなことが指標としていろいろ掲げられております。また、電気通信サービスの競争状況について、研究会の報告書の提言を踏まえて、毎年度競争評価を実施するのだというふうなことが掲げられております。料金の低廉化等に見られるように、目標達成に向けて成果が上がっている。これまでの取組を継続すべきであるという結論になっております。

2番目ですが、「電気通信利用に関する施策の推進」であります。これは電気通信番号計画の策定実施といったようなことでありまして、番号計画に関する調査研究を行って、それにしたい電気通信番号の規則を改正して、その手続を透明にするとかということをしているわけですがけれども、目標達成に向けて成果が上がっている、これまでの取組を継続すべきという結論になっています。

タ - 3 「迅速な周波数の再配分の実現等による電波の有効利用の推進」であります。再三申し上げておりますように、電波利用ニーズは拡大している一方で、電波の量は逼迫状況にあるということでありまして、新たな電波の利用需要に対応するためには、大規模かつ迅速な電波の周波数の再配分を行なうことが必要であるということであります。利用状況を調査して、その再配分を行なった結果、早くに周波数の使用をやめなければいけない人に対しては給付金を交付するという制度をつくり出すということであります。こういったことについて順次その政策の実施が進められてありまして、目標達成に向けて成果が上がっているということであります。なお、これからまさにその調査の結果に基づいて、必要に応じた電波の迅速な再配分を行っていくことになるわけですので、なお課題はであると書かれております。

タ - 4 「情報通信ニュービジネスの振興」でございます。先進的な技術の研究開発を行なうベンチャー企業に対する支援とかいうようなことがあります。ある

いは株式公開を目指す情報通信分野のベンチャー企業に対して助成するといったような施策がありますけれども、こういったもの、新規事業振興のための支援のスキームといったものについてですが、この指標を見る限り、その目標達成に向けて成果が上がっているということであり、ただ、なお、この新規事業の振興という点でいけば、一層の民間企業の協調とか、重点的・戦略的な取組・展開といったものについて課題があると書かれております。

次のグループ、チですが、「戦略的研究開発の推進」であります。冒頭で申し上げましたように、ここは従前とその政策の立て方が変わったところでございます。

チ - 1・2・3 - 1「情報通信分野における重点領域の研究開発の推進」でございまして、これは国が委託研究をしたり、重点領域について、そのテーマを決めて委託をしたりするというところであります。研究開発の課題の件数とか、研究開発費、論文数、特許の取得件数といったようなものが指標として掲げられているところでございます。課題は、15年度36件、総額276億円といったような数字も示されているところであります。限られたリソースの中で最大限の政策効果を上げるための外部評価結果も踏まえて、研究計画の変更等を行っていると言われておりまして、目標達成に向けて成果が上がっているということであり、ただ、独立行政法人情報通信研究機構ができて、研究開発の体制が変わったということもございまして、なお課題はあると書かれております。

チ - 1・2・3 - 2が「情報通信分野における研究開発の競争的環境の創出」でありまして、競争的な研究開発の推進ということであり、競争的な研究資金制度がございまして、これによって202件、141億円の研究開発費が実施されているところであると書かれております。目標達成に向けて成果が上がっているということですが、なお課題はあるということでございます。

チ - 4でございまして、「(戦略的研究開発を推進させるための)研究人材育成や研究環境の整備」でございまして、研究者の交流とか、研究開発支援センターの利用状況といったものを指標として掲げているところでありまして、目標達成に向けて成果が上がっている。これまでの取組を継続すべきという結論になっております。

チ - 5「情報通信に関する標準化の推進」でございまして。情報通信分野において国際標準を獲得することが、産業競争力について非常に大きな影響があるわけですが、この情報通信技術に係る標準化のための取組が掲げられているところでございます。国際的な連携に係る会合の開催あるいは参加の状況とか、暗号技術検討会の開催状況といったものが説明されております。民間のフォーラムや、ITU等の国際機関との連携といったものについても触れているところでありまして、目標達成に向けて成果が上がっている、ただ、なお課題はあると書かれております。

次のグループですが、「デジタル・ディバイドの解消」ということで、4つございます。

1つは「民放テレビ・ラジオ放送等の難視聴等の解消」であります。古くて新しい話でありますけれども、へき地、辺地等において、民放のテレビ・ラジオの放送がうまく視聴できないという地域、その解消が進まない地域があり、そのための対策を講じているということでもあります。民放テレビ・ラジオ放送難視聴等解消施設整備事業というようなことで実施状況が書かれております。目標達成に向けて成果が上がっておりまして、これまでの取組を継続すべきであると書いております。

ツ - 2「電波利用環境の整備」ということで、移動通信用の鉄塔施設の整備をするという市町村に対する支援のスキームということが具体的にはあります。これによってカバーされるエリアとか、これによって新たに携帯電話が利用できるようになった世帯数といったものの指標を掲げておりまして、いずれも伸びてきているということでありまして、目標達成に向けて成果が上がっており、取組を継続すべきという結論になっております。

ツ - 3「地域における公共サービスの情報化の推進」でございます。地域において、基礎的な公共ネットワークの整備・導入を図るということでありまして、地域インターネット導入促進事業の実施状況が書かれております。交付決定額は頭打ちですが、実施事業数は伸びているということでありまして、目標達成に向けて成果が上がっているということでもあります。ただ、ニーズはピークを過ぎつつあるというような表現がありますけれども、やはり、なお自治体規模が小さいとか、財政事情等でなかなか整備しづらいところについての今後の取組について課題があることが書かれております。

ツ - 4「情報バリアフリー環境の整備」であります。高齢者・障害者に対する取組ということでありまして、字幕放送時間の割合というようなことが指標として掲げられております。結論としては、目標に向けて成果が上がっているということではありますが、なお、課題はあるということでございます。

テですが、「情報通信分野における国際的な協調の推進」ということで、「二国間・多国間の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献」であります。指標としては、二国間の定期協議をどれくらいやっているかとか、ITU、WTO、OECD等国際機関の会議の枠組みの中にどれだけ参加しているのかというようなことがありますが、具体的な話としては、我が国として推し進めているアジア・ブロードバンド計画の推進状況といったものについても説明がなされておりまして、目標達成に向けて成果が上がっているということでもあります。

なお、課題はあり、改善・対策、その他が必要であるということでもあります。

次は選挙の問題でありまして、「選挙制度の適切な運用」であります。

ト - 1「選挙制度の適切な運用」ということで、まさに各種選挙の状況であり

ます。投票率、選挙犯罪の状況、在外からの投票者数、あるいは電子投票の実施数といったものについての状況が説明されております。これらを踏まえ、選挙事務が適切に円滑に管理執行されているということで成果が上がっているということで、これまでの取組を継続すべきということでもあります。

先ほど海老沢町長からのご指摘のありましたところですが、「安定した郵政サービスの確保」のグループであります。

ナ - 4 から始まりますのは、ナ - 1・2・3 は目標達成し、終了した部分、要は公社に移った部分ということになります。「郵政事業の適正かつ確実な実施の確保」であります。郵政事業に関する制度の企画・立案でありますけれども、資金運用方法が追加されたり、小包の制限が緩和されたといったことが掲げられております。中期経営目標の達成状況については、まだ19年度に評価しなければいけないことでもありますし、また、15年度の決算が先に既に報道発表されておりますけれども、総務大臣に提出されるのはまだこれからということで、そのあたりについての評価はここでは反映されておられません。ただ、郵政事業の適正かつ確実な実施の確保という観点からは、先ほど町長さんからご指摘のありました郵便局の設置、空白市町村数といったものの数字とかということは、目標の達成状況の分析の中で触れてございます。目標達成に向けて成果が上がっている。これまでの取組を継続すべきということになっております。

ナ - 5 「国際郵便分野における国際協調の推進」でありまして、国際郵便に関してはUPUという会議がございまして、アジアではAPPUという会議体がございまして、そういったものにちゃんと参加して、我が国の国際郵便の政策を反映させているかということでございまして、参加状況等を記載されております。目標達成に向けて成果が上がっており、これまでの取組を継続すべきという結論であります。

新たにできたものとしてナ - 2 「信書便事業の推進」があります。平成15年度から始まったものでありますが、この信書の送達事業への民間参入制度の実施ということで、事業者の参入状況とか、多様なサービスの提供による利用者利便の向上とかといったことが説明されております。41社が特定信書便事業に参入したというようなことが書いてあります。利用者の選択の範囲が拡大したであろうということでありまして、目標達成に向けて成果が上がっており、これまでの取組を継続すべきという結論になっております。

二は「消防体制の充実強化」で、4つございます。

その1ですが、「消防の対応力の強化」でありまして、常備消防力の強化、消防団の充実、緊急消防援助隊、IT化の推進といったようなことがその具体的な内容として盛られてございます。指標は掲げられたとおりでございまして、目標達成に向けて成果が上がっているものの課題がある。消防団員数の長期減少傾向であり、全国的な減少傾向に歯止めがかかっていないとか、特殊な、あるいは大

規模な災害への対処の問題であるとか、デジタル化の推進の必要とか、防災行政無線デジタル化の一層の必要性といったようなことが掲げられております。

二 - 2 「火災予防対策の推進」でございます。住宅防火対策とか、小規模な雑居ビルにおける防火安全対策ということ、あるいは危険物施設における火災、漏えい事故件数といったものが数字として掲げられております。目標達成に向けて成果が上がっているんですけども、いくつか掲げれば、高齢者の住宅火災数は既に増加傾向にあるとか、危険物事故による被害が増加傾向にあるといったようなことで課題はなおあるという書きぶりになってございます。

二 - 3 「災害に強いまちづくりの推進」であります。東海地震、東南海・南海地震対策等々大規模な地震対策とか、原子力発電所や石油コンビナート災害に対する対策といったものですが、自主防災組織の組織率とか、地域防災計画の修正状況等を掲げているところでございます。一部数字が入ってないところもあって恐縮でございますけれども、整備が進んでいることを前提にしまして、目標達成に向けて成果が上がっている。なお、課題があるというような書きぶりになっております。

二 - 4 「救急業務の充実・高度化」ということで、搬送体制の確保とか、高度な救急救命措置の実施といったところで、今後、救急救命士が気管挿管や薬剤投与ができるようにするといったようなことが掲げられております。それに対する準備といったことが必要だということですが、指標はいくつも掲げられておりますけれども、目標達成に向けて成果が上がっている、ただ、なお課題がある。救急救命士の養成とか、新たに始まる気管挿管・薬剤投与についての諸準備が必要であるということが掲げられております。

次ですが、「又 統計行政の推進」であります。社会経済の実態を的確に把握した統計調査を実施するということでありまして、統計調査を審査・調整するということで、主な調整事例をいくつか掲げているところでございます。いずれも社会経済情勢の変化に対応して、適切な統計調査を実施することに対して取り組んでいることを示しているものでございます。また、その公表時期を早めるといったことも掲げられてありまして、目標達成に向けて成果が上がっているということでもあります。もちろん、なお改善が必要ということで、課題はあると書いてございます。

それから又 - 2 「国・地方が共同で行なう統計調査の円滑かつ効率的な実施」でございます。地方公共団体職員を対象とした研修とか、統計調査員の確保対策事業といったようなものが施策としてございます。目標達成に向けて成果が上がっているということでもありますけれども、一部研修等で満足度が低下している部分もありまして、施策の有効性・効率性に課題があるという結論になっております。

それから又 - 3 「官庁統計に対する国民の協力の確保」ということで、普及・

広報活動といったようなこと、あるいはデータベースの整備が行われております。いずれも目標達成に向けて成果が上がっているところでありますが、課題はあるということです。なお、その普及啓蒙に努める必要があるということでございます。

又 - 4 「統計に関する国際協力の推進」であります。これは国際比較可能データの提供とか、統計関係国際会議での積極的な貢献等でございます。データ提供の対応件数とか、その会議の出席者数といったことが指標として掲げられております。目標達成に向けて成果が上がっているけれども、なお課題はあるという結論になっているところでございます。

又 - 5 - 1 「国勢の基本に関する統計の作成」ということで、各種統計をつくっているわけですが、その統計調査の実施状況等、フォントが下がっていますけれども、表で14年度、15年度の状況を掲げております。各種統計適切に対応して作成させているということでありまして、また、制度改正等については、科学技術研究調査方法の改正等を行っているということでありまして、適切な対応がなされているということで、目標達成に向けて成果が上がっているということでありまして、なお、この社会情勢の変化に適切に対応していくこと、あるいは情報通信技術の活用、調査客体の負担の低減といったようなことで課題はあるという結論になっております。

又 - 5 - 2 「統計情報の的確な提供」ということで、統計情報の利用の推進、ユーザーの利便性の向上ということでありまして、端的には、インターネットとか、CD-ROMとかいったいろいろな媒体を通じた統計情報の提供ということが1つございます。これらは進捗しているところでありまして、目標達成に向けて成果が上がっているということでありまして、さらに各種利用者からの要望を踏まえた機能向上、データの拡充といったものが必要であるということで課題はあるというふうになっております。

ネは「恩給行政の推進」でございます。その1が「恩給年額の適正な改定」であります。物価や公務員給与等の状況に総合的に応じて適切な恩給年額を改定する必要があるわけですが、15年につきましては、この改正が15年12月24日に閣議決定され、16年3月に成立をしているということでありまして、目標達成に向けて成果が上がっている、取組を継続すべきということでありまして。

その2ですが、「受給者に対するサービスの向上」ということで、恩給に対する理解とか、恩給受給者は高齢化していることもありますので、その手続等負担の軽減を図るということでございます。理解の向上ということでは、相談会とか、広報活動、あるいは負担軽減ということであれば、電子化に係る法令の整備が掲げられているところであります。目標達成に向けて成果が上がっている、これまでの取組を継続すべきということでございます。

ノは「旧日本赤十字社救護看護婦等処遇事業等の実施」でございまして、ノ - 1「旧日本赤十字社救護看護婦等の処遇等に関する事業の推進」でございまして。経緯等いろいろまとめているところではありますが、慰労給付金の支給者数とか、書状の贈呈者数、一般戦災関係で言えば展示会の開催等、ここに掲げられているとおり実施してきているところございまして、目標達成に向けて成果が上がっているということでもあります。さらなる充実を図る必要があるということで、課題はあるという結論になっております。

最後、八ですが、「日本学術会議活動計画の実施」でございまして。

「日本学術会議活動計画に基づく課題の円滑かつ重点的な推進」ということでもあります。これは日本学術会議の広報活動の推進とか、国際活動といったものについての推進の状況について説明されております。これらを通じて目標達成に向けて成果が上がっていると評価しておりますが、事務局機能の充実を図るというようなことが総合科学技術会議意見具申を受けた改革等の中で触れているところでありまして、そういった指摘も踏まえて、なお、その改善が必要だという課題があるという結論になっているところでございます。

非常に時間を労したわりに雑駁な説明で恐縮でございましたが、以上で16年度の実績評価書のダイジェストでございました。

中邨座長 大変広範にわたるいろいろな政策、その評価でございまして、皆さんたくさんご意見があるかと思いますが、時間も相当限られてまいりました。何かひとつご意見をまず城山先生いかがでございましてか。

城山委員 それでは、いくつか気がついた点だけ申し上げさせていただきます。

1つは、特に今ご説明いただいた簡易版ですけれども、かなり見やすくなっていて、そういう意味では端的な結論があって、改革すべき項目を3つに分けて書かれて、その後に理由があるという、これはかなり見やすくなっているのかなと思います。ただ、もし、これが簡略版で可能かどうかはわかりませんが、経年的な変化がある程度わかるといいのかなと。データのあるものは、表のあるものは、特に長いほうではかなり書かれていますけれども、これは端的な結論について、例えば既に2回3回あるわけですから、そういう推移がわかるようなことが書かれたらいいかなというのが1点です。

それから2番目は、長いバージョンのほうで、これは前回も若干議論になったかと思いますが、学識者の知見の利用ということで入れていただいて、多様なものが入っているんですね。たぶんこういうのをいろいろ実際にやっていただくことはすごく大事だと思うんですが、今の印象だと、まだもう少し整理する必要があるのかなという気がします。具体的に申しますと、例えば消防なんかの例は、独自の評価会をやった上で書いてくると。今年はまだやってないという書き方だと思っておりますが、そういう場合もありますし。それからあるいは、これはたしか公務に関する多様な人材養成の部分だったと思うんですが、ある個別の先生に伺っ

て、その方が何と言われたという個別のピアレビューというか、外部専門家に投げ意見聞いてきますという、そういうやり方で、こういうのはまさに評価の材料というか、聞き方かと思うんですけども。

他方、例えば審議会でどこかで議論をしましたというのをそのまま出しているものがあります。例えば合併の例なんですけれども、例えば平成17年末までに頑張りましょうというようなことを審議会が言っていますと、地方制度調査会だったと思いますが、言っていますということを書いてあるんですね。だけど、それは評価ではなくて、目標設定ですよ。実際にそれは平成17年末までに頑張りましょうという目標のところにかかれて話なので、書くのであれば、その評価に関する学識者の知見の利用は、むしろ目標設定に絡んでくるので、そのへんは振り分ける必要があるのかなと思います。

ただ、そうは言っても、おそらく通常の審議会のサイクルの中で目標設定する前提として、今までの成果はこうこうこうだと評価している部分はおそらくある場合は多いと思いますので、たぶんその部分はこういうところに引いてきてもいいんだと思うんですね。そういう意味ではすっきりはいきませんが、特にここにあるポイントは、評価に関してどういう外部の知見を得たかということだと思いますので、むしろ、そこはかなり一応集中していただく。ただし、そのあり方は多様なあり方があるということで整理をしていただくといいのかなと思います。

他方、今のは評価なんですけど、これは今すぐということではないんですけども、今申しましたように目標設定のところ例えば外部の意見、有識者の意見等を使っている場合、審議会の利用等は多くあるわけですね。ところが、今の長いバージョンで目標設定のところ参考ドキュメントとして引かれているのは、関係法令と閣議決定なんです。直接はそういうオーソライズされたものがないと目標設定の根拠には使えないというところはあるのかもしれませんが、現実には閣議決定や関係法令になっても、その関係審議会で議論されて、それが目標の事実上の根拠になっている場合はあるので、そういうものはおそらく目標設定の根拠も少し幅広く入れていただいたほうがいいのかなという気がします。

それからもう一つの特例は、これも前議論になったと思いますが、合併のところに、微妙な書き方をしていますけれども、党の決定というものが入っていて、党の決定をベースに政府としては定めたという書き方なので、そこはうまく処理されているとは思いますが、確かに党の決定がその目標設定の背後にある場合はありますので、そういうものもおそらく明示化していただいたほうがいいのではないかなという気がします。

以上が、大きな2点目です。

最後に一個だけ、いろいろな指標を挙げて書いていただいているのはいいんですが、なかなかロジックが必ずしも十分詰められてない部分があるなという気がします。例えば総務省の関わる評価は全般的に難しいのだと思いますが、例えば

比較的データがあってやれる分野として、防災のような分野があるのだらうと思います。これはそういう意味でもおもしろい例だと思うので、前回も例に出させていただいたところですが、例えばこれはご説明もあったように、何がアウトプットで何がアウトカムでどういうのが背景条件でとか、ある程度もうちょっと差別化して数字の議論ができるんだと思うんですね。これは長いバージョンで言うと380ページですが、例えばアウトプットですね。その違反率は是正とか、危険物施設に関する是正命令が履行されるようになりましたよと、60%になりましたよと、これはアウトプットですね。それに対して、例えば住宅の火災が減ってきましたよというのは、例えばアウトカムですね。ところが、そういうアウトカムは減っているけれども、他方、死亡者数という別のアウトカムは増えていますよ。そうすると、一般的な傾向としては、火事が減っているという意味ではアウトカムは改善しているんだけど、一部のアウトカムは悪化していますよ。ただし、それは効果がなかったからではなくて、たぶん高齢者の比率が増大しているという外部の条件によるのであって、したがって、それに対する対策が必要ですよと、たぶんそういうロジックなんだと思うんですね。結論としては、たぶんそういうところが散りばめられているんですが、そのへんのロジックの操作をもうちょっと説明を明確に書いていただいた方がいいのかなという気がします。

総体的には、これはやりやすい分野だと思うので、例えばほかの分野で詰めて本当にやろうとすると、大変なことになるかと思うんですが、その部分をアウトプットとアウトカムと外部条件をたぶんもうちょっと差別化して、明確に議論できるところはいくつかあるのではないかなという気がします。

中邨座長 ありがとうございます。

ほかにご意見がございましたら、ぜひお願いいたします。北大路先生いかがですか。

北大路委員 城山先生のコメントに若干関係がありますが、5点ほどです。

1つはアウトカム指標のある政策が48で、指標の数が142という総括がございましたけれども、そこで言うアウトカム指標がある政策、そして、その指標はどれなのかということが実はあってもいいのかなと。当然、そう数えているわけですから、単純にマーキングすれば済む話なので、マークを本文中にお付けいただいた方がわかりやすい。海外の戦略書とか見ても、これはアウトカム指標というのがマークが付いていることが多いものですから、今の城山先生のアウトカムとアウトプットを峻別することにもつながるかと思えますけれども、これのことだというのがないと大変わかりやすいなと思いました。

2つ目は数値目標なんですけど、数値目標も同様に総括では、政策が41、指標では92あるというのですが、これも実は私は中を一生懸命探したのですが、おそらくこれを数値目標とおっしゃっているんだらうなということは推測はできる

んですけれども、数えられないというか、これはそうなのかなと、これは違うのかなと。これも単純にマークしていただければ済む話かなと思いました。単純にわかりやすくしていただければということです。

3番目に、目標値が本体のロングバージョンにはあるけれども、要旨の方にはないというのがあるんですが、おそらく目標値は要旨にもお入れになった方がいいのかなという、かなり重要なファクターじゃないかなと思いました。

4番目、5番目は、端的な結論に関するものなんですが、これは大変難しゅうございますけれども、継続すべきということと、それから課題があって検討が必要という2種類の結論の表現がある場合に、どこをもってしてそういうふう判断したのかなというのが、これはおそらくそれぞれのお書きになったところで聞かないとわからないのかもしれないんですが、しかしながら、どうしてこれは課題がないというか、単純に継続という判断をして、こちらのほうは課題があるという判断をしたのかなというのが、少なくとも文章を読んでいる限りは、両方とも課題は課題と書いてあるものですから、その部分が何かわかるとうれしいなと思いました。これは難しいかもしれません。

5番目に、今のと関連しますが、課題の表記に を付けているというんですが、確かにこれは成果に関する問題だよとか、これはその他に関する問題だよというのがあるんだと、その分析は大事だと思いますけれども、これも本文のどの部分を指して制度的な問題とか、法律の問題とか、あるいは予算の問題だといっているのかというのが、これも結果だけそこに書いてあって、その根拠というのでは、どの部分をリファアして参照しておっしゃっているのかなというのがわからないのがちょっと知りたいなというか、読んでいてわかるといいなと思いました。

いずれも、今回は今年間に合うかどうかということはまた別の問題だと思いますけれども、今後のことも含めまして、ご意見を言わせていただきましてありがとうございました。

中邨座長 ほかにどなたかございましょうか。

多賀谷委員 評価結果のところ、予算、制度改正等、その他となっているわけですけれども、地方分権関係で多く制度改正がされている、そういう制度改正が行われている最中の政策は、ほかの分野、要するに、継続的に政策がされているのと同じ意味で評価の対象になるのかなというのを、聞いていてやや微妙な感じがしました。この総務省の評価では、端的な結論としては4段階に挙げているわけですけれども、その4段階の結論は、継続的に政策が行われている分野については、そういう評価の対象になるかもしれませんが、制度改正が行われているところは、たぶんそんな話は吹っ飛んでいるんじゃないかと思うんですね。制度改正が行われた場合には、その制度改正はともかくやらなければいけないという、そういう形になっているわけなので、その場合の政策の評価の仕方については、おそらく別途な基準が必要なんじゃないかなと思います。その場合に、そ

ういう制度改正をするかどうかの判断自体は極めて政策的な話と思います。

それからもう一つは、おそらくこういう制度改正をしている場合に、制度改正が何らかの障害にぶつかってうまくいかないかどうかと、その障害を克服できるかどうかという、そういう問題がおそらくそこで評価されなければいけないし、それからその制度改正をされている場合、原則として、その制度改正は実現しなければいけないわけですけれども、やはり重大明白におかしい制度改正であった場合、途中で止めることがあるかどうかというような例外的なブレーキの仕組みをつくっておかなければいけないんじゃないかなという感じがいたしました。それが第1点ですね。

それからもう一つは、先ほど北海道の町長さんの方が途中でご発言された話で、郵便局の話なんですけれども、これは郵便局に限らず、いわゆるユニバーサルサービスのあり方の問題で、ほかでは難視聴解消の話と、移動鉄塔のところではやはり同じような話が出てきておりますけれども。

総務省のおやりになる政策の中に、そのような意味でのユニバーサルサービスを実現するというのがいくつかあると思うんですけれども、その場合の指標の取り方が、町長さんがおっしゃるような意味で、もう少し指標の取り方を細かい形にした方がいいだろうと思います。例えば郵便局で言えば、現実的には、たぶん郵便局は概ね小学校区に1つぐらいの割合でつくられているんじゃないかと思います。というのは、要するに郵便局の場合には、歩いて何百メートルの中に1つあるかどうかと。そうすると、歩いて1キロ以上かかるようなところにしか郵便局がない人が、日本全国のうちどのぐらいいるかという、そういう形の指標をつくるという形にたぶんなるんだろうと思うんですね。そういう形で指標を工夫していただければと。

それから、今年はこれはいくつかあるんですけど、二百いくつ。来年は26政策をまとめられると。確かに事前にお話をいただいて、きょうも見ても、政策の中にデコボコがあるといいですか、大きな政策、例えば地上波放送のデジタル化のようなとんでもない大きなものの横に、小さなせいぜい数千万円ぐらいの政策が挙がってきている。これは何かなという感じがするんですけれども。ただ、大きくまとめるのはいいんですけれども、まとめればまとめるほど、全体としての評価の基準がぼやけるところが多少ありますね。そこをどうにか工夫をしなければいけないという気がいたします。

それと密接に絡むのですけれども、旧自治省関係の業務と、それから旧行政管理庁関係の業務の場合は、大体単一といいますか、それでクローズドであるのに対比して、旧郵政省の業務の中に他省庁と共管して行われている政策があります。その場合には、当然評価は複数の省庁が行っている政策を併せて全体で考えなければいけない。そのことを考えますと、それは別に総務省に限ったことではなくて、他の省庁でも同じような事例はいくつもあるんですね。そうすると、同一の

分野について複数の省庁が競合して政策を行う、例えば経産省と公正取引委員会が電気通信事業について競争的な関係をやる、そういう場合に、その政策自体の日本国全体から見ての有効性の評価は、ここではないですが、おそらくそれはある意味で総務省でおやりにならなければいけない問題じゃないかなという、それを見てからでなければ、そこの分野は評価はできないのではないかなと思います。

以上です。

中邨座長 どうもありがとうございました。

滝澤さんどうぞ。

滝澤委員 初めての参加ですので、過去議論があったり、少し焦点がずれているのかもしれませんが、思いついたところで何点か。

1点は、私も一般企業のマネジメントに参画している人間から見ますと、通常よく言われるROIですね。投資対効果という視点をもう少し全体的な評価の視点として取り入れていただければという感じがします。特に予算というものが経年としてどれだけ投資をしてきたかと。それに対してこういう市場の伸びがあった。その相関という意味で、大きな投資をしてきて小さな効果だったのか、小さい投資であったけど、非常に大きな効果があった。そういう何か投資対効果という視点での評価というものをもう少し強めにすると、逆にもっと予算を取れば、もっと加速するんじゃないかというような施策の打ち出し方もできるのかなと。少しちょっと分離しているような印象に見えたものですから、その1点はまず最初です。

それから、今、多賀谷先生がお話しされたのは私も同感で、特に私が携わっています情報通信関係は、例えばセキュリティとか、電子商取引とか、IPv6とか、相当数経済産業省とのある意味では同じ領域のような部分が含まれています。他省との関連の中でその市場なり、産業なりがどういうふうに伸びたというところのつながりで本当は評価できればいいなと。これは上の行政評価局の活動の目標であるのかもしれませんが、ちょっとそのへんが1点と。

それから、総務省さんのいろいろなアドバイスで、業界中での関連する団体活動は結構活発になってきております。そういう意味では市場の大きさを加速させている意味では、そういうある意味では民間企業の活動とどうつながっているかということ、例えばセキュリティなんかで言いますと、テレコムアイザックとか、いろいろな前向きな活動をどんどんやられていますので、何かそういうところでももっと強く成果があったんだという民間への浸透といいますが、何かそんな視点をアピールしていただいたらいいかなという感じがいたしました。

それから内容で2点。実は情報通信分野という視点でお話をさしあげますと、国力という観点で、今非常に危機感を持っている部分がございます。この中に人材育成という部分がございますけれども、残念ながらこういう業界の通信とコンピュータ関係の基幹の技術はやはり海外で多くつくられています。特に最近

はオープンソースという話も海外で実質動いているもの、それから通信機器メーカーなんかはほとんど海外ということで、実は不足している人材が、非常に基幹技術にたけた人材が国力としては不足しているという危機感を実はビジネスを通じても感じております。特にインターネット、IP関係の本当にインフラの技術の専門家の数、それからオープンソースの本当に専門家、こういったものが国力で見ると、相当弱くなっている感じがしまして。ぜひ人材育成という中で、今後の中でそのへんの焦点を絞った人材育成と、広くデジタル性を上げていく部分と加えて、またそんなところもちょっと考えていただければ非常にありがたいなという話と。

あと、これは海外の方からよく聞くんですけども、行政の情報化のところ、どうしても日本語が英語になるのが遅い、あるいは英語になっても一部なので、国策あるいは国の動きはどうしてもリアルタイムに見えにくいんだというお話を個人的にはよく聞かさせていただいています。このへんの国際発信という部分をぜひこういう施策ではない、運用になるんでしょうか。よって、結果としては非常に評価されることになろうかと思しますので、ひとつそのへんだけ内容的にはちょっと付けさせていただきました。

以上でございます。

中邨座長 どうもありがとうございました。

小澤委員 今回初めて参加させていただくので、私は消防団としての立場からの具体的なことしか申し上げられませんが、この資料で言いますと、二 - 1の消防の対応力の強化についてなんですが、先ほどもご説明がありましたように、全国の消防団員の数の減少は歯止めがかかっておりません。毎年総団員数が9,000人ぐらい減って、女性は約1,000人ぐらい増えているんですが、国が目標としている100万人の団員、そのうち10万人を女性にという数値目標は、今のままですと、女性が12,000人強ですから、10万人になるまでにはあと何十年もかかってしまうわけです。従来もこの政策については、総務省消防庁でいろいろな取組がなされていますけれども、今後さらに推進して、従来の今までの制度上の取組、制度の上で変えるだけではなくて、団員の資格とか、活動の形とか、基本的な視点を少し変えた取組もさらに推進していただきたいなと思います。

それから国の対応力の強化に関してですが、大変重要な組織である消防庁が非常に小さい組織だということに正直驚きました。107人で、今年は6名増加ということで、先ほどもありましたアのいろいろな組織の定員をスリム化という中では、これだけ確保していただけたというのは非常に成果だとは思いますが、大変重要な分野を担う組織でありますので、今後さらに組織の強化・充実を望みたいと思います。

それから火災予防対策の推進に関して、私も消防団として関わっていると、

大変放火による火災が多いんですが、これは質問なんですけれども、東京の中にも空き家がたくさんあります。この空き家の具体的な対策が何かとられているかどうか。もしそういう対策がないのであれば、これは持ち主がいることで大変難しい分野だとは思いますが、長期間空いたままになっている家への対策が望まれるのではないかと思います。

それから、災害に強いまちづくりの推進に関しては、公共施設等の耐震化が今50%ぐらい目標を達成して、さらに推進しているということですが、地震に関しては、どこでいつ起きるかわかりません。避難場所になる公共施設の耐震化に関しては、なるべく効率的に予算もかかるものですが、進めていただきたいと思っています。ありがとうございました。

中邨座長 ありがとうございました。

伊東委員 どうぞ。

伊東委員 私放送関係者で、かつ初めての出席なので、放送通信に関わるところについて、感想を述べさせていただきます。全体的に関わる項目については、概ね妥当な評価ではないかと認識いたしました。その上で、デジタル技術を活用した通信の新しいサービスの開発のための実証実験に関してですが、例えば249ページのブロードバンド・コンテンツの著作権の問題とか、流通技術の問題とか、供給用のコンテンツの問題、それからアーカイブスの博物館・美術館の利用の実証実験など、国がこうした実証実験の場を設けて、民間の企業などが協力しながら問題解決に当たるといのは大変素晴らしいことです。ただ、この分野は期待度・注目度も大変高い分野ですので、単に実証実験だけで終わらずに、具体的に国民の生活文化の向上にどういうふうに役立って、具体的なサービスとしてどのように結実していくのか、というスケジュールの段階的見取り図があればいいなと感じました。これは先ほどお話がありましたように、ほかの省庁も絡んでいっているものが大変多く、大変だとは思いますが、そういう政策が具体的にになっていく時期的な場を設定し、そのスケジュール設定を何らかの形で評価を行っていただくことが可能であればわかりやすいと感じました。

中邨座長 武田委員どうぞ。

武田委員 今回拝見させていただきまして、数値目標化が進んでいると感じました。それから、図表がかなり活用されてきていて、随分見やすく、あるいは読みやすくなったという印象です。事務局の方は相当努力されたんだろうと思います。ただ、北大路先生も言われたとおり、指標あるいは目標値が本文中でわかりにくいというところは、やはり改善の余地があると考えております。

それから、そうは言っても、数値目標が出てきているところはまだ半分ぐらいという状況ですので、今後ともより数値目標化を進めていただけるようお願いしたいと思います。

まだ、まだ、どうもプロ仕様のところが感じられまして。特に全体の中での

状況、城山先生は経年変化という言い方をされていましたが、これで今の段階として十分かというところが、ほとんどの政策が17年度、18年度を目指して活動をされておりますが、17年度、18年度に向けたところで現状を評価するとどうなのかというような、エスティメーションが見えると、その分野にあまり詳しくない人にもわかりやすいという気がします。

それから、「目標が未達であった」という評価をされている政策がいくつかあったかと思うのですけれども、そうした場合の考察に重点を置かれると、政策評価が総務省の活動にますます貢献していくようになると考えております。

以上です。

中邨座長 ありがとうございます。

私のほうからいくつかご質問をしたい点がありまして。それは1つには、実績評価書の一番下のほうに、 が付いてありまして「当該政策について、取組の改善や新たな対策を必要とする課題があるものについては、『課題』欄の該当欄に 印を記載した。ただし、『予算』欄は、当該政策について取組の改善や新たな対策は必要としないが、当該政策に関する予算について、現状の予算の枠組の中で継続的な取組が必要と考えられるものについては 印を記載した。」と、私はこれは何を言っているのかさっぱりわからないんですが、これは日本語として、私は相当問題があるなという気がいたします。

それからもう一つは、あるところでは、予算に 印が付いているのと、それから が付いているのがありますが、それとこの表現と一体どういう関係があるのかということが、私は先ほどから何回も読み返しているんですが、よくわからない。ですから、このあたり、ちょっと工夫をされた方が、政策評価なのか、政策混乱なのかよくわからないような、私はそういう非常に厳しい印象でございますけれども、そういう印象を持ちました。

それからもう一つは、本文のところ、この評価をつくるに当たってどういう資料を利用したかということが書かれていますが、最近のことですので、できれば印刷物だけではなくて、Web上の何かリンクのアドレスでもあれば、簡単に見れるという、もしそういう資料があれば、ぜひ載せていただければなというふうな気がいたします。これは難しいことかも知れませんが、できればということでございます。

それから、私は非常に違和感を感じますが、この中にアーカイブという言葉が出てまいります。これは伊東委員には大変失礼ですが、NHKに「NHKアーカイブ」という施設を作っておられますが、私はこういう言葉を使うべきではないと思います。ですから、何か別の言葉で言い換えた方がいいというのが私の率直な印象でございます。

それから具体的に2つ政策についてお話を申したいのは、先ほど滝澤委員から、国際競争の中で大変な危機感を感じておられると。私も実は携帯電話について非

常に大きな危機感を持っていて。実を申しますと、私の仕事柄外国から、昨日もブラッセルから国際電話が私の携帯に入りましたが、今度私から向こうにかけようと思うとかけられない。韓国にかけられない。そういう電話が出てきたようでございます。

ところが、ここを見ますと、そういう通信事業についてずっと拝見しますと、問題はあるけれども、今後も継続するという表現で、こういう通信事業についてそういう表現は非常に多いんですが、私はもう少し危機感を持たれた方が、正直素人でございますが、いいのではないかなという気がいたします。

それから郵便事業につきましては、郵便事業の国際協力がありましたけれども、載っていますのは、何とかの会議に出席をしたと、こういう話でございますが、実は郵便事業の国際協力は今は非常に重要だと僕は思うんですね。1つは、我々は郵便を出しますときに、国際的な郵便の速達というのがなくなって、今は郵便局ではEMSを使えということで。ただ、たしかカナダだったと思うんですが、カナダでは法人の場所にはなかなかEMSは届かない。個人ならいいけれども、法人では届かないということを私は言われたことがあります。そういうのが郵便事業の国際協力だと思うんですが。単に国際会議に出られるというのなら、それはやっぱりちょっと意味が違うのではないかなという印象を強くいたしました。

私のほうからは以上でございます。

何かほかに委員の皆さんの中からお意見がありましたら、どうぞお願いいたします。補足のご意見がありましたら、どうぞ。

ほかにございませんでしょうか。

時間も相当たってまいりましたので、何か他に意見がございませんと、この評価会もそろそろ時間が迫ってまいりましたので、終わりたいと思いますが、それに先立ちまして、学識経験者の方の知見の活用欄につきまして、また、従来同様、この評価会は意見を一本化しないということで、それぞれの皆様のご意見の概要を記載することにしたいと思っておりますので、その点ご了解をいただきたいと思っております。

それから、今後のスケジュールにつきまして、企画官からお願いいたします。後藤企画官 それではご説明いたします。今回は、6月24日(木)午前10時から、開催させていただきたいと考えております。

本日は、時間が限られている中で、先生方から頂戴しましたご指摘等を踏まえて、原局とも相談をして、できる限りの修正を加えたいと思います。また、本日データが入ってなかったところとか恐縮ながらございましたので、そういうところを埋めたものをもとに、修正部分を中心にご説明をさせていただきたいと考えております。

それまでの間、本日の頂戴したご意見・ご質問等に対するご回答とか、あるいはそのクラリフィケーションというか、ご連絡をとらせていただくことがあろうかと

思いますので、ご協力をいただければと思っております。また、議事録・議事要旨の点につきましては、事務方でまとまり次第各先生方にご確認をお願いいたしまして、その上で公表するという手続をとらせていただきたいと思いますと考えてございます。よろしくをお願いいたしたいと存じます。

以上です。

中邨座長 それでは、最後に笹本政策評価審議官からご挨拶を頂戴いたします。

笹本政策評価審議官 冒頭ご紹介いただきましたけれども、政策評価審議官の笹本です。

総務省はオールジャパンの政策評価を業績評価として担当しております、お膝元ということで、私が今度設けられました政策評価審議官の辞令を拝命いたしました。大臣からも、大変期待しているよと言われておりまして、いろいろ勉強させていただいております。本日、各先生から大変貴重なご意見を賜りました。今月末には2回目の会議を開かせていただきますけれども、これまでの2年にわたりまして、各先生方には礎を築いていただきましたので、それを積み上げる形により一層国民にわかる政策評価、言わずもがなでございますけれども、政策に反映できる政策評価ということで努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

本日は大変限られた時間、お忙しい中をご参集いただきまして、ありがとうございました。次回24日でございますけれども、引き続き皆様方からご意見・ご指導をいただきたいと思いますと考えておりますので、どうぞよろしくをお願いしたいと思います。

簡単ではございますけれども、挨拶にかえさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

中邨座長 ありがとうございました。

それでは、次回は6月24日ということでございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

以上